

関税割当申請書等の記載要領について（令和 6 年 3 月 1 日付け 5 輸国第 4383 号）の新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<u>7 代理人による各種申請及び報告書類の作成及び提出</u> （1） 1 及び 3 から 6 までは該当する各種申請書（申請書及びこれに添付すべき書類、証明書再交付申請理由書、証明書内容変更届出書その他これらに類する書類）及び各種報告書（以下「申請・報告書類」という。）の作成及び提出を 1 の(1)に該当する申請者本人及び報告者本人（以下「申請・報告当事者」という。）から依頼を受けて代理で行うことができる者は、行政書士又は行政書士法人（以下「適格代理人」という。）に限る。ただし、当該当事者が作成した申請・報告書類を当該当事者の所属する団体、又は当該当事者から報酬を得ることなく委任を受けた者（受付・交付担当課が行政書士法との適合性を審査して認めた団体等に限る。以下「任意代理人」という。）が単に取りまとめ、当該当事者が任意代理人に対して依頼の内容を記載した委任状（記載要領別記様式 3）を作成し、任意代理人が申請・報告書類に当該委任状を添えて、受付・交付担当課に単に届ける場合は、当該当事者が提出したもののみならず。 （2） 適格代理人が作成及び提出する申請・報告書類における申請者氏名（名称）及び申請者住所は、申請・報告当事者の申請者氏名（名称）及び申請者住所に加え、適格代理人の登録番号、氏名、事務所名称及び事務所所在地も併記する。この場合において、当該当事者は、適格代理人に対して依頼の内容を記載した委任状（記載要領別記様式第 4）を作成し、適格代理人が申請・報告書類に当該委任状を添えて、受付・交付担当課に提出する。	（新設）
<u>8 その他</u> （略）	<u>7 その他</u> （略）

改正後	現 行
<u>記載要領別記様式第 3</u> 令和 年 月 日 委 任 状 農林水産大臣 殿 [委任者] 申請者氏名（名称） 申 請 者 住 所 代 表 者 名 私は、記載要領の 7 の(1)に基づき、下記 1 の者を代理人と定め、 下記 2 の業務を委任します。 なお、令和 年度の関税割当てに係る各種<u>申請・報告書類は、私が 作成したもの</u>であることを誓約します。 記 1 [代理人（窓口に来られた方）：本人確認書類を提示すること。] 会社（団体）名	(新設)

改正後	現 行
所 属 部 署 住 所 氏 名 連絡先電話番号 メールアドレス 委任者との関係 2 [委任事項（該当する□に☑を入れること。）] ☐ 令和 年度関税割当てに係る各種申請及び報告書類の取りまとめ・届け出 <u>申請・報告当事者が作成した申請・報告書類を当該当事者の所属する団体、又は当該当事者から報酬を得ることなく委任を受けた者（受付・交付担当課が行政書士法との適合性を審査して認めた団体等に限る。）が単に取りまとめ、受付・交付担当課に単に届ける場合に限る。</u> ☐ 令和 年度関税割当証明書の ☐受領 ☐返納（注）2 ☐ その他（ ） （注）1 提出日前、1 か月以内に作成されたものに限る。 2 関税割当証明書の<u>返納</u>について、<u>本委任状をもって代理人が行うことができるのは、関税割当証明書（裏面）の残存数量がない場合に限り</u>るものとし、当該残存数量がある場合の全部又は一部の返還について、代理人が行う場合は、行政書士又は行政書士法人を代理人とする「関税割当申請書等の記載要領について（令和6年3月1日付け5輪	

改正後	現 行
国第 4383 号）」の 7 の(2)に基づく同要領別記様式第 4（委任状（適格代理人用））によるものとする。 <u>記載要領別記様式第 4</u> 令和 年 月 日 委 任 状 農林水産大臣 殿 [委任者] 申請者氏名（名称） 申 請 者 住 所 代 表 者 名 私は、記載要領の 7 の(2)に基づき、下記の者を代理人と定め、令和 年度の関税割当てに係る各種申請及び報告書類の作成及び提出（☐作成及び提出 ☐作成 ☐提出）を委任（該当する☐委任事項に☒を入れること。）します。 記	(新設)

改正後	現 行
〔代理人（行政書士又は行政書士法人に限る。）：行政書士証票を提示すること。〕 登 録 番 号 氏 名 事 務 所 名 称 事務所所在地 事務所電話番号 メールアドレス 注 提出日前、1 か月以内に作成されたものに限る。	

附 則

この通知は、令和8年1月1日以降に割当てを受ける関税割当申請から適用する。